

【国際家族法研究会シリーズ6】

パトリック・パーキンソン

## 別居後のペアレンティング (parenting)

オーストラリアにおける紛争解決プロセス

長 田 真 里(訳)\*

オーストラリア家族法は、ここ数年にわたり、子の監護に関する法について、きわめて重要な手続上の改革を行ってきた。本稿は、これらの変革を、まず、ペアレンティングに関する事項についての立法責任の配分を説明することを通じて紹介する。ついで、ペアレンティングにかかる紛争についての手続を明らかにする。ここで紹介する変革には、別居後のペアレンティングに関する新立法と家事事件を解決する新しいプロセス、特に家族関係センターの発展が含まれる。

### 1. 家族法における立法上の責任

オーストラリアにおいては、複数の議会が家族法に関する事項に責任を有している。まず、連邦政府、すなわちオーストラリア連邦議会がある。また、6州ある州政府の各々に州議会がある。さらに、独自の議会有している、オーストラリア首都特別地域および北部準州 (Northern Territory) の2地域がある。しかし、オーストラリアにおける家族法は、主として連邦法、

---

\* ながた・まり 大阪大学准教授

特に1975年家族法により規律されている。この法律は、離婚、財産、夫婦間の扶養およびペアレンティングにかかる法などを含む、家族法の多くの問題をカバーしている。婚姻法<sup>1)</sup>と子の扶養<sup>2)</sup>は別の法律で規律されている。

家族法に関して連邦が負う責任の範囲は、州政府と連邦政府間の協力の結果である。連邦憲法は連邦議会に婚姻と離婚に関する法の制定権限を与えている。この憲法の立場は、ある段階では、非婚の親に関する事項はすべて州や特別地域の責任であり、州や特別地域の裁判所で判断されることを意味する。その一方で、連邦憲法は、立法権を連邦に委ねることを各州に対して認めている<sup>3)</sup>。立法責任を、親が婚姻しているか否かによって、政府間で配分することが難しいため、ほぼすべての州政府は、1986年から1990年の間に、監護、後見、面接権および子の扶養に関する立法権限を、連邦に委ねた<sup>4)</sup>。例外は西オーストラリア州で、同州の家庭裁判所は州裁判管轄権と連邦裁判管轄権の双方を行使しているため、立法権を連邦に委ねる必要がなかったのである<sup>5)</sup>。

---

1) 1961年連邦婚姻法 (Marriage Act 1961 (Cth))。オーストラリア法については、すべての情報が <http://www.austlii.edu.au> で入手可能である。

2) 1988年子供の養育費 (登録及び徴収) に関する法律 (Child Support (Registration and Collection) Act 1988); 1989年子供の養育費 (算定) に関する法律 (Child Support (Assessment) Act 1989) FLA にも子供の扶養に関する若干の規定がある。これらの規定は現在では、18歳以上の子供に主に適用されることになる。

3) 憲法セクション 51 パラグラフ 37 により、連邦議会は州議会により付託された事項に関する立法権限を付与される。連邦は、同様に特別地域についての立法権も有する。

4) 付託にかかる文言はすべての州でほぼ同じである。Commonwealth Powers (Family Law-Children) Act 1986 (NSW); Commonwealth Powers (Family Law) Act 1986 (SA), Commonwealth Powers (Family Law-Children) Act 1986 (Vic.), Commonwealth Powers (Family Law) Act 1987 (Tas); Commonwealth Powers (Family Law-Children) Act 1990 (Qld).

5) 西オーストラリア州では、州と連邦双方の家族法にかかる紛争が、一つの裁判所、すなわち、西オーストラリア家庭裁判所 (the Family Court of Western Australia) で審理されている。この家庭裁判所は州法に基づいて設置されている。連邦政府と州政府は、家事事件に関して、統一されかつ矛盾のない立法を州議会が通すよう協力している。1975年連邦家族法 (the federal Family Law Act 1975) が規律していない事項については、その平行立法である1987年西オーストラリア家庭裁判所法 (the Family Court Act 1987 (WA)) により規律されている。

結果として、子の監護と扶養に関する事項は、すべて、実務的にはオーストラリア全土で統一されたこととなる。適用される法原則については親の婚姻関係を理由とする違いはない<sup>6)</sup>。しかし、養子と子の保護の公法的側面については、依然として州と特別地域の領域に残されている。

## 2. ペアレンティング法の用語

オーストラリア法では、現在「監護 (custody)」という言葉は用いられていない。1995年に法が改正され、「監護 (custody)」と「面接交流権 (access)」という用語が削除され、別居後に、子どもに関する権限と責任の大半が、他方の親を排除して一方の親のみに帰属するという考え方を避けるような用語へと置き換えられた。現在、裁判所命令は、子どもは一方の親と「同居」し、もう一方の親と一緒に「時間を過ごす」べきである、としているか、あるいは、裁判所命令に指示されているスケジュールに従い、各親と一緒に暮らすと述べている。通常は、双方の親が親責任を有するか、あるいは、よく知られていたとおりの「後見 (guardianship)」をすることになる。

## 3. 別居後のペアレンティングに関する現行法

現行法は、2006年家族法改正(共同親責任)法 (the Family Law Amendment (Shared Parental Responsibility) Act) である。同法は、子どもが暴力や虐待から保護される必要がない限り、同居していない親(多くの場合父親であるが)の関与をより促進することを目的としている。

同法は、議会調査委員会 (Parliamentary Committee) の重要な報告書<sup>7)</sup>

---

6) 親責任は、生物学的な親子関係(もしくは養子縁組)に基づいて成立し、両親が婚姻関係にあるかどうかは関係ない (Family Law Act ss. 61B, 61C)。両親は子供が生まれると同時に平等な責任を有し、婚姻しているか、あるいは一緒に住んだことがあるかは関係ない。

7) The Family and Community Affairs Committee of the House of Representatives, *Every Picture Tells a Story: Report of the Inquiry into Child Custody Arrangements in the*

で示された勧告の結果である。この調査は、家族法に関する不満を選挙区民から常に聞いていた、議会の平議員達 (backbench members) からの圧力を受けて、当時の首相であったジョン・ハワードにより始められた。下院の家族・地域委員会 (the Family and Community Affairs Committee) は、子どもは各親と同じ時間を過ごすとの推定が必要であるか、また仮に必要であった場合には、そのような推定はどのような状況の下で覆されうるか、という点について調査するよう求められた。また、同時に、祖父母が面会をする権利と子の扶養責任を計算するための方式について変更が必要であるか、という点についても、検討をするよう求められた。

同委員会は、議会所属の委員会が行ったものとしては最大規模で、かつ、最も徹底した公開調査を行った後で2003年の終わりに、報告書をまとめた。「共同監護」の問題については、この報告書では、同じ時間を過ごすようにとの推定は勧めていない。その代わりに、報告書は同等の親責任を勧めている。その勧告は、2006年の立法へとつながっていった。

主要な変革は、新法の新たな目的である。それは、すなわち、どのような取り決めが子どもにとって最善の利益であるかを決定すること、および子どもが各親と過ごす時間を配分する特別なペアレンティング取り決め (parenting arrangements) を考慮する要件を決定するために、二つの「主要な考慮」を立法化することである。

### 新法の新たな目的

第一に、親が子どもの生活に重要な関わりを持つことの重要性を強調するため、また、同時に、子どもを肉体的あるいは精神的な危害から守るために、連邦家族法の目的は修正された。立法目的にかかる条項は、裁判所にとって指針のようなものである。新法の60B条は以下のように規定する。

- (1) 本章の目的は、子どもにとっての最善の利益が以下に掲げることにより充足されることを確保することにある。

子どもの生活に、子どもの利益と合致する限りにおいて、最大限、両親が重要な関わりをもつという利益を、子どもに確保すること。

子どもを虐待、放任 (neglect) あるいは家族内暴力から保護し、肉体的あるいは精神的な危害から保護すること

子どもの潜在的な能力を発揮できるよう助けるのに、十分かつ適切なペアレントリングを子どもが受けることができるよう確保すること、および

両親が、保護、福祉および子どもの発達に関して自らの義務を履行し、責任を負うことを確保すること

#### 同居していない親の重要な関わり

他の条項では、同法の目的の一つ、すなわち、子どもの利益と合致する限りにおいて、両親が重要な関わりを最大限もつよう促進することが実効化されている。それによれば、裁判所は、最低限、両親間での時間配分について一定の選択肢を考慮しなければならない。

両親は平等に分担される親責任を負う、との推定規定があるが、一方の親が子どもの虐待や家族内暴力をしてきていると信ずる理由がある場合には、この推定は覆される(61DA)。平等に分担される親責任に関する命令を下す場合には、裁判所は、双方の親と同じ長さの時間を過ごすことが子どもの最善の利益にあたるか、合理的に実行可能かということをも考慮しなければならない(65DAA(1))。仮に、それが禁忌 (contra-indicated) であれば、裁判所は、子どもが「実質的に有意義な時間」を各親と過ごすよう命令を下すことが、子どもの最善の利益であり、合理的に実行可能であるかを考慮しなければならない(65DAA(2))。

オーストラリア家庭裁判所の大法廷 (the Full Court of the Family Court of Australia) は、上訴管轄権を行使する裁判所であり、何かを「考慮する (consider)」ということが意味する内容について、指針を示してきている。同裁判所は、何かを考慮するとは、「命令を下すことを肯定

的に考える必要性あるいはその結果を考慮することを意味する」と述べている (Goode & Goode (2006) FLC ¶ 93-286 at para. 64)。これは暴力や虐待がない場合に、同じだけの時間を過ごすべきか、実質的に有意義な時間を過ごすべきかのいずれかに傾く法的推定がある、ということの意味しているのではなく、裁判所は、関連するペアレンティング取り決めについて、肯定的でかつ好意的な考慮をするよう求められているのである。

新法は、同じ時間を過ごす取り決めと、実質的に有意義な時間を過ごす取り決めのいずれが合理的に実行可能であるかを判断する際に、調査すべき要素のチェックリストを示している。連邦家族法65DAA(5)は以下のように規定する。

子どもにとって、双方の親と同じ時間を過ごすことと、実質的に有意義な時間を過ごすことのいずれが合理的に実行可能であるかを決定するために、裁判所は以下の点を検討しなければならない。

親がそれぞれどの程度離れて暮らしているのか、

子どもが双方の親と同じ時間を過ごす取り決めと、あるいは実質的に有意義な時間を過ごす取り決めについて、現在および将来にわたって親が履行可能であるか、

両親間での連絡について、現在および将来の可能性、および、問題となっている子どもに関する取り決めを遂行する際に生じるかもしれない問題を解決する現在および将来の能力

当該取り決めが子どもに対してあたえる影響、および

裁判所が関連すると考えるその他のこと

「実質的に有意義な時間」という取り決めは、両親が非常に近い場所に住んでいる場合には、合理的に実行可能であろう。「実質的に有意義な時間」という言葉の定義は、それが、週末や学校の休み期間だけ子どもと接触するというパターンとは異なった取り決めを考慮するための法律上の要件を示しているために、非常に重要である。新法 (63DA(3)&65DAA(3)) は以下のように規定する

- (3) 子どもは一方の親と、以下の場合にのみ、実質的に有意義な時間を過ごしているとされる。

子どもが当該親と

週末および学校の長期休暇期間

週末および学校の長期休暇期間以外 の双方を過ごしている場合

子どもが当該親と過ごしている期間に、以下の事柄に当該親が参加することができている場合

子どもの日常的な日課

子どもにとって特に重要な行事 (occasion) やイベント 並びに

子どもが当該親と過ごしている期間に、子どもが当該親にとって特別に重要な行事 (occasion) やイベントに参加することができている場合

従って、配分されている時間に学期期間 (school week) が含まれているだけでは十分ではない。その親が子どもの日常的な日課に関与することができなければならない。ある裁判官は、何が「実質的に有意義な時間」を指すのか、より詳細に示している。ハリガン連邦下級審裁判官 (Federal Magistrate) は、KML and RAE [2006] FMCAfam 528, para 113 において、以下のように述べた。

「実質的に有意義な時間を含むベアレンティング取り決めについて、通常は、以下のすべての要素が含まれていることが期待されるであろう。すなわち、週日、週末、長期休暇および特別な行事 (occasion) のすべてを含み、かつ、子どもが宿題について親の助けを得る機会があり、子どもが参加しているスポーツの練習や試合に子どもの送り迎えをする機会が親にあり、ボーイスカウトやガールスカウト、ガイド、音楽あるいはダンスなどの子どもの課外活動の練習をさせる機会やそれに関する公演に出席する機会が親にあり、親の世帯の一員として、料理や洗濯などを含むすべての日常を経験する機会が子どもにあり、そして子どもが一定の年齢に達し、親が望んでいる場合には、その親の世帯の一定の家事に関する責任を負うことなどである。」

### アドバイザーの義務

弁護士、メディエーターやカウンセラーは、クライアントに対して、同

じだけの時間を過ごすか、実質的に有意義な時間を過ごすかのどちらにするか検討するようアドバイスしなければならない(63DA)。これは、オーストラリア家族法立法の特殊な側面である。コモンロー諸国で典型的な立法例は、議会が裁判官に対して、争いとなっている事件についてどのように判断をし、どのような要素を考慮すべきであるかということ、裁判所には行かない大多数の人が判例の帰結から一定の指針を得るであろうこと、すなわち「法の陰での交渉」<sup>8)</sup>を基礎に、指示するものである。これは、もちろん、法的なアドバイスを必要とする。オーストラリアの立法は、弁護士だけではなくメディエーターやカウンセラーをも対象とし、家族の大多数に効力を及ぼそうとしている。裁判官と同様メディエーターや他のアドバイザーにも要件を課すことで、議会は、メディエーションでの議論の中身が、法において促進されているタイプのペアレンティング取り決めという形になることを意図したのである。

#### 共同親責任

新法は、共同親責任が何を意味しているのかも定義している。連邦家族法65DAC条は、二人以上の人間が共同で親責任を有している場合には、「命令はそれらすべての人間が共同で行った決定に基づかなければならない」とする。長期的な問題は、子どもの監督、福祉および発育など長期的な性質を持った問題である。ここには、たとえば以下のような問題が含まれるが、これに限定されるわけではない。

- (a) 子どもの(現在および将来の)教育
- (b) 子どもの宗教的および文化的な教育
- (c) 子どもの健康
- (d) 子どもの名前
- (e) 子どもが一方の親と時間を過ごすことが非常に困難となるような、

---

8) R Mnookin and L Kornhauser, 'Bargaining in the shadow of the law: the case of divorce', (1979) 88 *Yale Law Journal* 950-997.

### 子どもの生活に関する取り決めの変更

65DAC(2)は、決定は「共同で」行われなければならないと規定し、65DAC(3)と(4)では共同でという意味を明確にする。3項では、以下のよう

に規定する。

「命令は、各人が、以下のことをした上で下される

- (a) 他の人に、その問題に関してなされようとしている決定に関して相談し
- (b) その問題に関して共同決定に至るために、本当に努力をしたこと」

4項は「疑念を避けるため、関係者の内の一人により伝えられた決定に基づいて行動する前に、この決定が共同でなされたものであることが、他の者によって明確にされる必要はない」とする。

それに続いて、新法は、仮に両親が合意に至ることができない場合（たとえば、子どもがどこの学校に行くか、や、緊急ではない手術を子どもが受けるべきか否かなど）でも、機能停止を課してはいない。第三者は一方の親の同意に基づいて行動することができ、他方の親が不同意であれば、裁判所からの命令を得ることは自由である。実際には、第三者は主要な保護者の同意や申請に基づいて行動する傾向にあり、一緒に住んでいない親には、仮に行われている行為に不同意であれば、差し止めなどによる裁判所からの救済が受けられるようになっている。

### 子どもの最善の利益

裁判官が判断を下さねばならない場合、その判断は子どもの最善の利益にかなうものでなければならない。何が子どもの最善の利益であるのかを決定するために、二つの重要な検討事項がある。60CC(2)条は以下のように規定する。

重要な検討事項は以下の二つである。

- (a) 子どもが両親と重要な関係を持つ利益
- (b) 子どもを虐待、放任(neglect)あるいは家族内暴力から保護し、肉体的あるいは精神的な危害から保護する必要性

オーストラリア家庭裁判所大法廷 (the Full Court of the Family Court of Australia) は、家族法に関する事件での特別上訴審として機能しており、法改正の効果を以下のようにまとめている<sup>9)</sup>。

「我々のみるところ、親責任に関しても、また、子どもと過ごす時間に関しても、両親の子どもの生活への実質的な参加を促す立法意図が示されていると言うことができる。但し、子どもを虐待や家庭内暴力などの危害から保護する必要性を考慮しなければならず、そうすることが子どもの最善の利益にかなひ、かつ合理的に実行可能である場合に限る。」

### 暴力と虐待

裁判所での審理を必要とする事件の多くは、暴力あるいは子どもへの虐待が主張されている事件である。暴力や虐待から子どもを守ることは、重要な検討事項であるだけでなく、新法の他の規定により支持されているゴールでもある。法の60CG条は以下のように規定する。

- (1) どのような命令を下すべきかを検討する際には、裁判所は、最も重要な検討事項である子どもの最善の利益にかなう範囲で可能な限り、以下のことを確保しなければならない。
  - (a) その命令が家庭内暴力に関する命令と矛盾していないこと
  - (b) その命令によりある者が家庭内暴力の受け入れがたい危険にさらされないこと。

### 幼い子ども

連邦家族法には、幼い子どもに関する特別な規定はない。子どもが母親と住むことについて優先権はないものの、大多数の事案において、実際には、主たる保護者は母親となる。オーストラリアにおいては、他の国と同様、たとえば3歳以下のとても幼い子どもと一緒に住んでいない親のもとに泊まるべきかということについて、多くの議論がある。一般的には、父親

---

9) Goode & Goode (2006) FLC ¶93-286 at para 72.

が、両親が別居する前に、子どもの世話に関わっていれば、子どもが父親のもとで一晩すごすことを制限する理由はない。しかし、母親と父親が一緒に住んだことがない場合や、子どもが生まれる前に別居したような場合には事情は異なるであろう。

#### 4. 家族法に関する紛争についての裁判所システム

連邦家族法が1975年に成立したとき、同法は破綻離婚を採用しただけではなかった。同法は家族法に関する事項について審理する新しい特別裁判所、すなわち、オーストラリア家庭裁判所も設立したのである。家庭裁判所は州、準州および地域の最高裁、並びに家族法以外の連邦法に関する問題を審理する連邦裁と同じ地位にある。

1976年に設立された当時、家庭裁判所の展望については、ペアレンティングと財政的な事項の双方に関して、ADRを重視した「補助的な裁判所」である、との考え方が中心であった<sup>10)</sup>。ペアレンティング事項に関しては、家庭裁判所カウンセリングサービスが、カウンセリングやコンシリエーションの手法を使いながら、親が取り決めを作成する手助けをしていた。現在では、家庭裁判所のカウンセラーは家族コンサルタントと呼ばれている。

家庭裁判所と連邦裁判所に課せられた仕事量、特に家庭裁判所の仕事量の多さ故に、1999年に、連邦下級審裁判所(Federal Magistrates Court)を設立する法が制定された。この裁判所は2000年に業務を開始した。この裁判所は連邦の管轄に属する事件について管轄権を有しているが、その仕事の多くは家族法に関するものである。

ペアレンティング事項に関して、連邦下級審裁判所は、オーストラリア家庭裁判所と同じ管轄権を有する。両者の大きな違いは、家庭裁判所で審

---

10) K Enderby, 'The Family Law Act: Background to the Legislation', (1975) 1 *University of NSW Law Journal* 10, 26.

理される事件は、典型的には、四日以上の上訴が見込まれている事件であり、また、家庭裁判所が特に複雑な事件を審理するという点である。二つの裁判所で利用されている手続は大きく異なる。通常、連邦下級審裁判所では、より早く審理へと至るが、家庭裁判所のより構造化された事件管理システムは、手続の初期段階で当事者が和解をする助けとなる点において有利である。

この二つの裁判所はよく協力しているが、同様の管轄権を有するが異なるプロセスを有する二つの裁判所があるという事実は、訴訟当事者にとって望ましくない複雑さと混乱をもたらし、政府は、2009年に、システムを簡素化し、裁判所間でのよりよい事件管理を確保するために、家族法事件に関する単一の裁判所を再び設立すると述べた<sup>11)</sup>。この点についての詳細はまだ検討中である。

家庭裁判所は、連邦下級審裁判所からの上訴を受ける。家庭裁判所での事実審裁判官からの上訴は、家庭裁判所の大法廷で審理される。さらにオーストラリア最高裁への上訴可能性も認められている。

## 5. 私的な取り決めの重要性

私的な取り決めは、オーストラリア家族法システムにおいて強く推奨されている。連邦家族法の目的には、「両親が彼らの子どもの将来におけるペアレンティングについて合意すべきである」<sup>12)</sup>との目的が含まれている。

親が彼らの取り決めを裁判所命令の形にしなければならないとする要件はない。親は、公式な取り決めを一切しないと決めることもできる。自分たちの取り決めを公式なものとしたい場合には、法は二つの選択肢を用意

---

11) This decision was based on a report: D Semple and the Attorney-General's Department, *Future Governance Options for Federal Family Law in Australia: Striking the Right Balance* (2008).

12) Family Law Act s. 60B(2)(d).

している。一つはペアレンティングプランを作成することである。これは、合意された取り決めの記録として利用され、当然、後日ペアレンティングに関わる紛争が生じた場合には、裁判所は取り決めに背景情報として考慮することになる。

もう一つの選択肢は、取り決めに同意命令 (consent order) にすることである。家庭裁判所は、両当事者が法的なアドバイスを受けていることが申請から判明する場合には、非公開でほとんど精査することなく同意命令を下すことができる手続を有している。連邦下級審裁判所にはそのような手続はないが、その裁判官は当事者に自分たちで合意するよう促し、取り決めが一旦合意された場合には、同意による命令を頻繁に行っている。

#### 強制的メディエーション

ADR は家族法手続の重要な一面である。「家族紛争解決手続 (family dispute resolution)」といわれるある種のメディエーションは、現在、裁判所においてペアレンティング命令を申し立てる前の要件となっている<sup>13)</sup>。裁判所への申立に際して、メディエーションを免除されることもある。免除事由は以下の通りである<sup>14)</sup>。

手続に係る当事者の一人によって子どもが虐待を受けている場合、  
あるいは命令の申立に遅れが出たならば、子どもが虐待を受ける危険がある場合

手続に係る当事者の一人によって家庭内暴力が行われている場合、  
あるいはその危険がある場合

12ヶ月以内に下された命令に違反したことを理由として申立がなされ、  
かつ、当該命令の下で課された義務を、ある者が大きく無視して行動していると、裁判所が信ずるについて合理的な理由があると納得している場合

---

13) Family Law Act 1975, s. 60I.

14) Family Law Act 1975, s. 60I(9).

申立が非常事態でなされている場合

手続の当事者の内、一人以上が、家族紛争解決手続に事実上参加することができない場合（紛争解決手続サービスの行われる場所から遠い場所に住んでいるといった理由あるいは他の理由であっても）

これらの裁判所からの免除事由に加えて、家族紛争解決手続従事者（family dispute resolution practitioners）として知られるメディエーターも、事件がメディエーションにそぐわないと判断することができる。このような判断の理由は、当事者が手続において以下の事情から自由に交渉することができないことである<sup>15)</sup>。

- (a) もしあれば、当事者間での家庭内暴力歴
- (b) 当事者の安全
- (c) 当事者間での交渉力の均衡
- (d) 子どもが虐待にあう危険
- (e) 当事者の感情的、心理的および肉体的健康
- (f) 家族紛争解決手続従事者が、申し立てられている家族紛争解決手続に関連すると考えるその他の事項

メディエーターがある事件がメディエーションに適していないと確認する裁量は、もちろん重要である。家庭内暴力の調査やメディエーションが不適切である他の状況を取り上げる必要がある。新たな評価プログラムがこのために開発されている<sup>16)</sup>。

メディエーションの最後に、親が合意できなかった場合には、証書（certificate）が作られる。証書は、他の者が参加することに合意しなかったためにメディエーションが全く進まなかった場合や、家族紛争解決手続従事者がメディエーションはこの状況では適切でないと判断した場合にも

---

15) Family Law Regulations 1984, regs. 62(2), 62A).

16) G Winkworth, & M McArthur, *Framework for screening, assessment and referrals in Family Relationship Centres and the Family Relationship Advice Line*. Canberra: Attorney-General's Department (2008).

作成される。証書は、免除事由が主張されていない限り、裁判所に申立を行う際に必要である。

自分が選んだどのようなメディエーションサービスを利用することも可能であるが、無料でかつすぐに利用できるサービスは一つしかない。それは家族関係センター (Family Relationship Centre) である。このセンターは別居後のペアレンティングに関する取り決めを合意できるよう親を手助けするためのものである。

## 6. 家族関係センター (Family Relationship Centre)

家族関係センター (FRCs) は、1975年以降の家族法分野で、最も重大な新機軸である。現在では、オーストラリア全土で 65 のセンターが開設されている。最初のセンターは2006年7月に開所した。

家族関係センター (FRC) とは何か？

FRC は多くの役割を担っている。まず、もっとも大切なのは、FRC は、別居直後の段階で、別居後ペアレンティング取り決めを合意できるよう親を助けるべく、初期の段階で介入し、共同でのペアレンティングから各々によるペアレンティングへの移行という、非常に困難な問題を処理するということである。FRC は状況の変化に応じて、現在生じている争いや難問を解決する助けもできる。また、FRC は、親が子ども達のニーズを理解しそこに注意を向ける助けをする、という目的の下、親たちに子どもの扶養や福祉の助けなどの情報を与えることによって、別居期間を通して、親に対して教育的、補助的およびカウンセリングの役割をも提供する。FRC は親のためだけではなく祖父母のためのものでもある。

FRC の目的の一つは、別居後のペアレンティング取り決めに関する紛争を解決するために人々がとる手段について、成し遂げられなければならない、長期にわたる文化的改革である。FRC に政府が投資する背景には、

親が別居後のペアレンティング取り決めに合意するのが難しい場合、そこには必ずしも法的な問題があるのではなく、お互いの関係内での問題があるという考えがある。もしも別の解決が見つからなければ、紛争は拘束力のある判断を下すことができる誰かによる裁きを受ける必要がある。しかし、最初から法的な問題が必ずしもあるわけではない。

FRCの目的は、別居後の親を助けることだけではない。FRCは「離婚ショップ」ではないのである。FRCは、婚姻やペアレンティングに関する事項についてのアクセス可能な情報源を提供し、家族を扶助する政府・非政府サービスへのゲートウェイを提供することによって、まだ損なわれていない関係を強化する役割も果たしている。家族生活を強固なものとし、非常に重大な問題生じかけている関係を有している人々を助けるという、支持的かつ予防的な役割の潜在性は、FRCの重要な存在意義であった。それにもかかわらず、センターの活動範囲はセンターを運営している機関によって決定される。

FRCに関する説明をしている政府の文書によれば、これらの様々な役割は以下のようにまとめられる<sup>17)</sup>。

「センターは、すべてのサービスシステムへの、非常に見えやすい入り口あるいはゲートウェイとなるだろう。センターは以下の事柄を援助する。

- 結婚しようとしているカップルに婚姻前教育に関する情報を与えること
- 自分たちの関係を改善しようとしている家族に家族関係教育など、関係を強化するのを助けるサービスに関する情報を与えること
- 関係に問題がある家族に別居を避ける情報を与え、他のサービスを紹介すること
- 別居した親に、子どもに焦点をおいた情報、アドバイス、家族紛争解決手続、および他のサービスへの紹介を通じて、紛争を解決し、裁判所システム外でのペアレンティング取り決めの合意へといたらせること
- 別居した親の取り決めが破綻したかあるいは裁判所命令が不履行である場合

---

17) Commonwealth of Australia, *Operational framework for Family Relationship Centres*. Canberra: Commonwealth of Australia (2007), p. 2.

に、情報、アドバイス、紹介および家族紛争解決手続を通じた裁判所システム外での問題の解決をすること

- 教師や医者などの家族に関係している第三者の援助
- 情報、アドバイス、紹介あるいは家族紛争解決手続サービスによる、家族の別居により影響を受ける祖父母や他の近親者の援助」

FRC は、主要な都市部や地域すべてに設置されてきた。国全体にわたって、65カ所の FRC が設置されていると言うことは、ほぼ人口30万人に1カ所センターが設置されていることに等しい。センターは政府から資金提供を受けており、政府により設定された指針に従って運営されている。しかしながら、実際の運営は、カウンセリングとメディエーションに経験があり、入札に基づいて (tender basis) 選ばれた NGO があっており、スタッフもプロのカウンセラーやメディエーターである。場所毎に別々のサービス提供者が運営しているが、FRC は一体であり、同じロゴを使用している。

#### ゲートウェイとしての FRC

FRC は、人々が離婚に対して困難な調整をするときに必要なすべてのサービスを提供しているわけではない。FRC は他のサービスへのゲートウェイとして機能している。関係カウンセリングサービスの援助を受けて和解を試みたいと思う者がいるかもしれないし、家庭内暴力の加害者や賭博依存者へのプログラムに参加したいと思う者がいるかもしれない。また、別居した父親のためのサポートプログラムのような別のサービスにアクセスしたいと思う者がいるかもしれない。FRC はこのように別居後のペアレンティングを運営している以上のものである。FRC は関係を改善する助けをしてくれるサービスや、関係が破綻してしまったことに関係する哀しみに対処する手助けをしてくれるサービスへのゲートウェイでもある。

どのように FRC は運営されているのか

全国的にはいくつかのヴァリエーションがあるが、多くのセンターのスタッフは個々のアドバイザーやメディエーターで構成されている。各センターは非常に見えやすく、またアクセス可能であるように努めている。政府は FRC を立ち上げた際、大々的な広告キャンペーンを行った。FRC は、対象となるコミュニティの中心地であり、人々がショッピングや仕事などの用事で行くような場所を見つけるよう要請されていた。FRC に関するパンフレットは医者や診療室、学外ケアサービス、コミュニティのヘルスセンターのような場所におかれている。FRC は実際のところ非常に迅速に高いレベルで認知されることができた。

#### アドバイザーとの個別の面談

FRC に照会をしてきた親は、通常は、アドバイザーによる個別面談を受けることになる。それは、彼らがセンターに来る理由となったかもしれない問題を解決するのに助けとなる、オプションや情報源に関する、初歩的かつ基礎的なアドバイスを与えるためである。これらのアドバイザーは、通常、ペアレンティングアドバイザーと呼ばれるが、別の名称をつけているセンターもある。彼らは、ドラッグ、アルコールあるいは賭博依存サービス、関係修復のためのカウンセリング機関や財政に関するカウンセリングサービスのような援助に関するアドバイスをすることもある。また、彼らは親としての役割に関して問題を抱えている親を、たとえば家族サポートサービスや親・成人メディエーションサービスへと紹介することにより、助けることもある。

最も一般的なのは、FRC にやってきた人々がすぐに別居したりあるいは別居を考えているような場合である。何年も前に別居したが、ペアレンティング取り決めに関して現在進行中の問題があるために来る人もいる。対象となる問題には、関係カウンセリングやメディエーションに関する情報、必要な場合には扶養支払や、子どもの扶養に関する申立をどのように

すべきかについての初歩的なアドバイス、個人的な安全が脅かされている人に対するサポートへの紹介などが含まれる。もちろん、関係機関が、たとえば子どもの扶養や福祉サービスに関して、もっと詳細なアドバイスの最も適切な情報源であることには変わらない。

このようなアドバイザーとの個人的な面談が必要とされたのは、人々が別居直後の時点で、法的なアドバイスではなく多種多様なサービスを必要としているという認識からであった。FRCのアイデアの一部は、このような情報とサポートの必要性に対応するものであった。個別面談の重要な役割は、その人の必要としているものの初期段階での評価を超えて、人々が、最も助けになるであろうサービスや機関へとアクセスするための一助となることである。センターに関して、このサービスが個人的なものでなければならないという見方は重要である。インフォメーションスタンドにおいた無料のパンフレットを提供したり、人々が知りたいすべての関連情報を、ウェブサイトのFAQセクションにおいたりすることは遙かに安価であろう。しかし、これは人々が人生において重大な問題をかかえているときに必要なものではない。彼らは自分の問題に対処すべく前に進むために、個人的なレベルでの注意や、個人的に聞いてくれる人が必要なのである。人々の中には適切なサービスへのつながりを作る助けを必要としている人もいる。

### 無料のメディエーション

FRCは、ペアレンティングに関わる問題についての無料のメディエーションも提供している。ペアレンティング取り決めに解決することが主要な目的である限り、財政的な事項もメディエーションでは議論されることになる。このため、財産分与の問題を子どもがどこに住むことになるのかという問題と切り離すことができないことがよくあるのである。無料のメディエーションは3時間までに限られている(各当事者との事前メディエーションをのぞいて)。その後は実験段階の手段(means tested)とな

る。

親は、その後2年間の間、新しい問題を対象とする場合に限って、さらに2回、3時間の無料メディエーションを受けることができる。これは、オーストラリアにおいて別居後のペアレンティングに対して採られる新しいアプローチを反映している。メディエーションの目的は、長期間にわたるすべての問題の最終的な解決を得ることではない。別居直後には、感情がすさまじく、状況はあまりにも流動的で、親が長期間のペアレンティング取り決めに合意できる状況ではない。別居の初期段階においては、他方の親の去るという決断に対して感情的な反応が強く、別居後のペアレンティング取り決めに合意する準備が、単にできていないだけである。いかなる場合でも、子どもの必要とするものや計画は彼らが大きくなるにつれて変化する。子どもとの接触に関する取り決めも、また、親の就業時間が大幅に変更したり、一方の親が他方の親から、週日のコンタクトが実行可能でなくなるほど遠くに引っ越ししたりした場合には、再び交渉する必要が出てくる。

FRCでのメディエーションの目的は、従って、親がその時々に応じてペアレンティング取り決めに合意するのを助けることにある。別居後数週間から数ヶ月で行われる最初のメディエーションでは、最低限、両親ともが子どもの面倒をみることに参加し続けられるように短い期間のペアレンティング取り決めに合意することが望まれ、この取り決めがもっと長期間にわたる取り決めの基礎となることが望まれている。オーストラリアでのカウンセリングの歴史から、また、他の機関での経験から、親たちが早く彼らの紛争についての和解交渉に参加することができればできるほど、紛争が解決する可能性が高まることが明らかになっている。2年の間に複数の無料メディエーションを認めているもう一つの理由は、実験と現実性のテスト (reality-testing) のためである。メディエーターは同様の状況にある別の親についてうまくいった取り決めに勧めることができ、親はそれを数週間あるいは数ヶ月試すことができる。無料のメディエーションをま

た受けるために戻ってこられるという事実は、このような種類の実験を奨励することとなる。

FRCは裁判所命令の不履行に関する紛争解決においても特別な役割を果たしている。裁判所での経験は、最低限、不履行に関する紛争の中には、合意によってなされたものであることが多いが、実行不可能であるか事情の変化によって実行不可能となった裁判所命令から生じた問題に関するものがあることを示している<sup>18)</sup>。FRCはこのような事件を助ける選択肢を提供している。

### センターの他の役割

FRCにはこれ以外にもまだ様々な役割があり、いろいろなサービスを提供している。

### 情報源センター

FRCは、場所の見やすさやアクセス可能性、また、コミュニティの中でセンターが公衆に認知されているという利点を利用して、プログラムを提供している他のコミュニティ機関へのハブとなることが求められている。政府の運営指針は以下の通り説明する<sup>19)</sup>。

「多くの人々は自分の家族について決断を下す助けとなる情報を必要としているだけだが、どこでその情報が得られるのか知らない。FRCは地方図書館のようにコミュニティの情報源となるだろう。センターは、家族関係のあらゆる段階にある人々に対して情報を与えるだろう。センターは、情報や家族関係をサポートしてくれる情報源を求めてセンターに立ち寄ることを推奨するだろう。問題があってもなくてもである。センターはまた、自分の地域にある家族に情報を発信するだろう。情報はパンフレット、(DVDのような)視聴覚教材あるいは概要報告書などにより提供される。

---

18) Family Law Council, *Improving post-parenting order processes*. Canberra: Commonwealth of Australia, 2007.

19) Commonwealth of Australia, *Operational framework for Family Relationship Centres*. Canberra: Commonwealth of Australia (2007), p. 2.

## 別居後のペアレンティング (parenting) (パーキンソン)

センターは公衆への情報発信のための会合やトレーニングのためのセミナーを様々な家族関係の問題について開催することとなる。これらは、センターの運営者あるいは他の機関により執り行われることになる。FRC はその設備を他の類似のプログラムを有する機関に利用してもらうことを促進するだろう。」

### グループ面談

センターのもう一つの重要な役割は、別居を経験した親のためにグループ面談を提供することである。アメリカ合衆国では、裁判所の求めによる別居後のペアレンティングセミナーは、すでに確立している。インフォメーションセッションは、以下のような問題を対象とする。すなわち、人々が別居について感情的にはどのように対処すべきかという問題、親の争いの問題を子どもの問題と切り離す必要性、ペアレンティングプランの価値、離婚プロセスを子どもが切り抜けるのに何が助けとなるか、何が彼らを傷つけるのか、いかにペアレンティング取り決めは子どもの発達段階に応じて子どものニーズを考慮しなければならないのか、別居後ペアレンティング取り決めを作るための選択肢、共同ペアレンティングはいつ禁忌であるのか、取り決めの合意形成において子どもを参加させるべきかという問題、家庭内暴力と子どもの保護に対処する助けとなる情報、子どもに関する紛争を解決する際のメディエーションと訴訟との比較などである。

### FRC の成功

FRC がはじまって数年であるが、FRC は非常に成功したと考えられている。2006年の7月から12ヶ月の間に15のセンターが設立された。2007年7月にさらに25のセンターが開設された。その他の大多数が2008年7月に開設された。

2008年3月の終わりまでに、最初にできた40のセンターで、ほぼ15300件の家族紛争解決面談が行われた<sup>20)</sup>。2008年6月の終わりまでに、家族法

---

20) 2008年6月13日に行われた Newcastle Gateway Project Family Pathways Conference でのロバート・マクルランド法務長官のスピーチ。

手続での審理開始件数は1年間で18%も下落した<sup>21)</sup>。

これらの統計には注目すべき点が二つある。第一に、裁判所での審理開始手続数の下落が、65の現存するセンターが開設してからではなく、40のセンターしか開設していない時期に成し遂げられたことである。65のセンターが完全に運営を開始すれば、年ベースでの審理開始数の下落はもっと大きくなるであろう。第二に、すべての審理開始手続の中での割合が減少したのであり、その多くは財政的な問題、あるいは財産分与に関するものである。従って、裁判所への申立の必要なく解決したペアレンティングに関わる紛争の割合は、18%よりもはるかに大きいであろう。一方、審理開始手続数の減少には、「遅延の影響」もあると思われる。まず紛争解決手続をしなければならないために、人々は紛争解決手続が終わるまで手続の申立を遅らせなければならない。このことも審理開始件数に影響を与えているだろう。

しかしながら、FRCの成功は、裁判所の審理開始件数の減少だけでは計られるべきではない。これはその成功の計測可能な側面ではあるが、唯一の側面ではない。センターが、どの程度、より健全な家族関係を促進し、関係が問題に直面したときに頼りになる情報源として行動しているのか、ということもその成功を計るのに重要である。長期的にみれば、別居後のペアレンティングに関する、センターの成功の最も重要な物差しの一つは、一緒に住んでいない親(多くの場合父親であるが)が、どの程度子どもとの関わりを維持することができ、どの程度別居後の親同士の争いが減少しているのかということであろう。

## 7. 事件が審理される場合

多くの事件が審理無く解決されている。オーストラリアにおける家族法

---

21) 2008年11月5日に行われた Family Relationship Services Australia Inaugural National Conference でのロバート・マクルランド法務長官のスピーチ。

紛争においては、一般的には、わずか13%の事件だけが審理開始段階へとすすみ、6%が正式な判決により解決される<sup>22)</sup>。

家族裁判所は、子どもの関係する事件において、伝統的な対審審理を、大きく変えてきた。それは対審的ではない審理 (Less Adversarial Trial) と呼ばれる。この革新的なプログラムは、子どもの関わる事件の対審的な性質を和らげることを目的としており、伝統的な審理手続とは多くの点で異なっている。その手続には、裁判官が、事件の開始段階で、それ以降口にしたすべてのことが証拠となることを告げる手続も含まれる。当事者は、審理の最初に、その紛争が何についてのものであるかについて、各々説明の機会を与えられる。当事者はもちろん弁護士を通じて話すこともできるが、通常は、またそれが裁判所により推奨されているやり方だが、各当事者が直接裁判所に話すこととなる。裁判官は、それから、合意により紛争を解決する道を探る。判決へと進むことが必要であれば、裁判官はどのような証拠が提出されなければならないかを決定する。裁判所は、当該事件についての基本的な情報を多く集めるため、質問状 (introductory questionnaires) を利用することもある。

連邦家族法の8章12Aは対審的ではない審理についての立法上の根拠を規定する。この形の審理は、主として子どもの関わる手続で用いられるが、子どもの問題と財産の問題が一つの手続に含まれている場合には、当事者が合意すれば、その双方について同じ手続が採られる<sup>23)</sup>。対審的ではない審理の原則は、連邦家族法の69ZNに規定されている。

---

22) The Family and Community Affairs Committee of the House of Representatives, *Every Picture Tells a Story: Report of the Inquiry into Child Custody Arrangements in the Event of Family Separation* (Parliament of Australia, Dec 2003) pp. 6-7.

23) Family Law Act s 69ZM.

## 8. 結 論

2006年から、別居後のペアレンティングに関する法と紛争解決手続に関して、改革が行われてきた。日本の家族法システムとは非常に異なっているが、オーストラリアにおいて機能してきた考え方や原則の中に、日本における家族を助けうるものもあるだろう。

家族法の世界では、我々はみなお互いに学ばなければならないのである。